

貸金庫規定新旧対照表

改 訂 後	改 訂 前
<p>1 ～ 9 変更なし</p> <p><u>10. (反社会的勢力との取引拒絶)</u> <u>この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。</u></p> <p><u>11. (解約等)</u> (1) (同右)</p> <p>(2) (同右)</p>	<p>(新設)</p> <p><u>10. (解約等)</u> (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なおカード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合当金庫からの解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①借主が使用料を支払わないとき</p> <p>②借主について相続の開始があったとき</p> <p>③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または各納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき</p> <p>④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき</p> <p>⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき</p>

貸金庫規定新旧対照表

改 訂 後	改 訂 前
<p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との契約を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。</p> <p>① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 借主または代理人が、次のいずれかに該当する場合</p> <p>A. 暴力団</p> <p>B. 暴力団員</p> <p>C. 暴力団準構成員</p> <p>D. 暴力団関係企業</p> <p>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p>F. その他前各号に準ずる者</p> <p>③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p>	<p>(新設)</p>

貸金庫規定新旧対照表

改 訂 後	改 訂 前
<p><u>(4)</u> 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお当金庫はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p><u>(5)</u> 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には、廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</p> <p><u>(6)</u> 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは当金庫からこの請求がありしだい支払ってください。</p> <p><u>1 2.</u> (貸金庫の修繕、移転等)</p> <p><u>1 3.</u> (緊急措置)</p> <p><u>1 4.</u> (譲渡、転貸等の禁止)</p>	<p><u>(3)</u> 前2項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお当金庫はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p><u>(4)</u> 第1項または第2項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には、廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</p> <p><u>(5)</u> 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは当金庫からこの請求がありしだい支払ってください。</p> <p><u>1 1.</u> (貸金庫の修繕、移転等)</p> <p><u>1 2.</u> (緊急措置)</p> <p><u>1 3.</u> (譲渡、転貸等の禁止)</p>